

令和6年度第1回三重県特別職報酬等審議会 概要

- 1 日 時 令和6年11月22日（金） 15時30分～16時45分
- 2 場 所 勤労者福祉会館5階 職員研修センター第1教室
- 3 出席者 委員）秋山委員、薄井委員、小倉委員、小林委員、田中委員、
番条委員、松本委員、水谷委員
※番条委員は16時30分頃退席
事務局）後田総務部長、森吉総務部副部長、渡邊人事課長ほか2名
※服部副知事（諮問時のみ出席）

4 決定事項

- ・ 委員の互選により小倉委員が会長に選任され、番条委員が会長代理に指名された
- ・ 次回審議会にて議会の意見聴取を行う
- ・ 知事・副知事の給料については、引上げの方向（引上げ額は継続審議）
- ・ 次回は、12月10日（火）15時30分から開催する

5 発言要旨

<追加資料について>

- ・ 他の都道府県の状況に関する資料
 - ① 直近の改定時期【小林委員提案】
 - ② 審議会の開催状況【番条会長代理提案】
 - ③ 議員定数及び総報酬額【小林委員提案】
- ・ 他の都道府県の答申【水谷委員提案】
- ・ 県民所得の地域差が分かる資料【秋山委員提案】
- ・ 議員報酬を据え置いてきた理由が分かる資料【水谷委員提案】

<報酬等について>

- ・ これまでの改定経緯からして、平成18年度の改定では、一般職の累積改定率マイナス1.44%に対し、知事は2万円の減額であったことから考えると、プラス1.57%では2万円又は3万円の増額となるのではないかと。ただし、世間一般的に見たときに、知事の3万増額は批判されるかもしれない。
【番条会長代理】
- ・ 報酬等の額の全国順位を見たときに、知事（28位）・副知事（23位）と議員（議長13位、副議長16位、議員18位）でバランスが悪い。平成18、19年度に知事・副知事が引下げとなる中、議員は据え置かれたことで本来あるべき姿から乖離してきているのではないかと。【松本委員】
- ・ 物価上昇を考えると、引き上げという感覚である。ただし、どの程度引き上げるかはもう少し資料がないと判断しづらい。【田中委員】
- ・ 県勢指標を見ると、三重県は概ね中位となっているが、報酬等は低いという印象である。【秋山委員】

- ・ 知事・副知事の給料の引上げがないのは不自然である。【薄井委員】
- ・ 民間企業の役員報酬と比較すると知事の給料は低い。また、平成19年以降で1割程度物価が上昇している中、据え置かれている。こうした点を踏まえると、引上げが妥当と考える。【小林委員】
- ・ 民間企業の役員報酬については、退職金を廃止し、役員報酬に含めているところもある。また、現金報酬だけではなく、株式報酬という形態もある。そのため、単純に民間企業の役員報酬と比較できない。【小倉会長】
- ・ 特別職の報酬等は、一般職の給与改定と必ずしも連動しなくてもよい。【小林委員】
- ・ 議員報酬については、他都道府県の議会に比べ活動状況等が劣っていれば、引下げもあり得るのだろうが、そうした状況にはないのではないか。【小林委員】
- ・ 以前は、議長より副知事の方が報酬等の額が高かったが、現在は逆転している。バランス的にどうなのか。【小倉会長】
- ・ 過去の改定経緯を踏まえ、全国的な指標における三重県のポジション、知事と議長とのバランス、一般職の給与の改定状況、物価上昇を考慮して、検討を進めていくこととなるだろう。【小倉会長】
- ・ 知事・副知事については、次回審議会において、どのぐらいの引上げが適切か審議する。【小倉会長】

<審議会の審議基準について>

- ・ 平成26年度の答申の付帯意見で、それまで8年間開催されていなかったことを受けて、「あまりにも長期間にわたって審議会が開催されないことは好ましくない。」とされていたにもかかわらず、以降10年間開催されなかった。三重県特別職報酬等審議会条例上、「知事は、議会の議員の議員報酬の額又は知事若しくは副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」とされているので、どういった場合に知事が議員報酬等の額の改定をすべきかを考える必要がある。これは、政治判断に左右されるべきではなく、毎年諮問を行い、改定すべきかは審議会に任せればよい。【小林委員】
- ・ 審議会の開催頻度については、改定が見込まれるか否かにかかわらず、一定のスパンで開催して議論することが重要と考える。【番条会長代理】